平成２３年（フ）第１７８６７号
東京都中央区銀座７丁目15番４号
破産者　株式会社ブルーカブース
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８０６５号
神奈川県横浜市栄区桂台中１―12、開始決定時の住所神奈川県横浜市栄区桂台東12―16
破産者　都築　昭彦
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８４９７号
東京都江戸川区平井７丁目１―14
破産者　山崎　裕仁
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６３号
東京都足立区西新井本町２丁目23―１
破産者　小川　容子
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８号
東京都大田区西蒲田８丁目４番２号
破産者　有限会社一喜
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５９号
東京都大田区北嶺町27―21
破産者　近藤　夕美
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７１２号
東京都葛飾区東金町２丁目12―６―509、開始決定時の住所東京都葛飾区東金町４丁目24―10―302
破産者　千々和　勲
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１６０７号
東京都板橋区向原３丁目３番９号
破産者　株式会社ジャムワークス
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１６０８号
埼玉県上尾市大字上尾下986―７
破産者　下山　　謙
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１６８７号
神奈川県川崎市宮前区犬蔵３丁目８―１―727
破産者　佐藤　光彦
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１６８８号
神奈川県川崎市宮前区犬蔵３丁目８―１―727
破産者　佐藤二美子
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７８０号
東京都目黒区目黒本町４丁目23番６号
破産者　有限会社大翔
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７８１号
東京都目黒区目黒本町４丁目20―７―202
破産者　安田道之助
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７８２号
神奈川県川崎市宮前区有馬９丁目５―３―104　第２豊ロイヤルマンション
破産者　安田　直道
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７８３号
神奈川県川崎市宮前区有馬９丁目５―３―104　第２豊ロイヤルマンション
破産者　安田　弘美
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７９３号
東京都江戸川区清新町１丁目１番26―309号
破産者　株式会社サンコーサービス
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１７９４号
東京都江戸川区中葛西７丁目16―12―213　ブルミエ・ド・クレール２
破産者　大橋　鉄男
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８３４号
東京都港区白金３―７―18　アポロホールルナハウス402、商業登記簿上の本店所在地東京都港区芝２丁目５番24号　芝ＭＡＲビル３階
破産者　株式会社オンデマンド
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８３５号
東京都港区芝２丁目３―11―502
破産者　林　　信義
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８５７号
東京都台東区寿４丁目７番１号
破産者　株式会社ティー・エス・プライ
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８５８号
東京都台東区駒形１丁目６―13―901
破産者　澤　　雅彦
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９０３号
埼玉県さいたま市緑区松木２丁目11―９　パストラル浦和Ａ101
破産者　石川　恵美
1　決定年月日　平成24年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部